

參考資料

指定法人の運営状況①

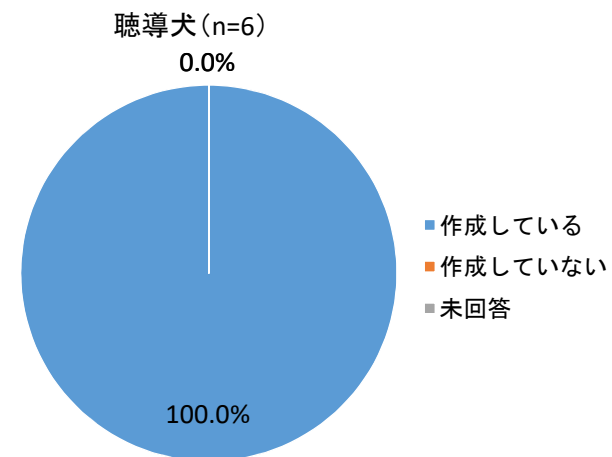
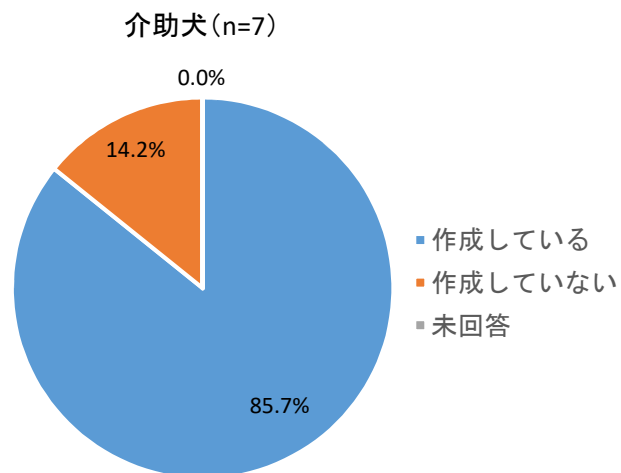
第1回認定要領の見直しに係る
ワーキンググループ資料2

①申請書の添付書類

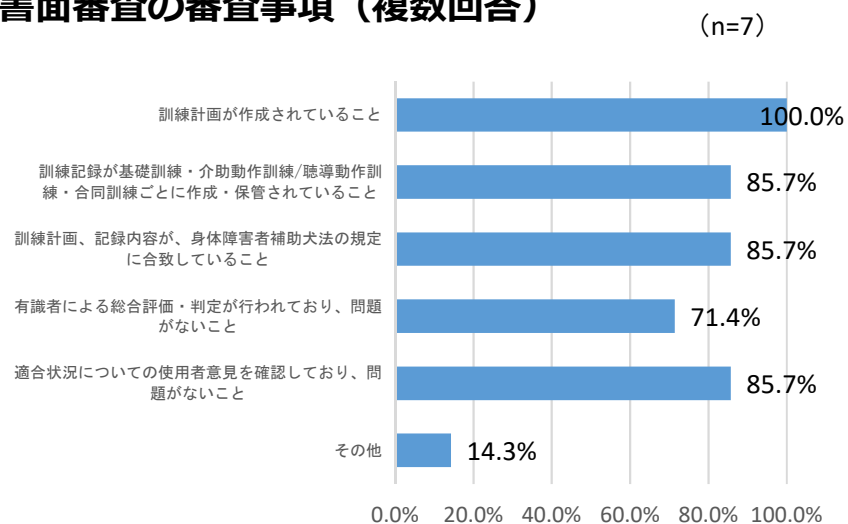
項目	概要	指定法人①	指定法人②	指定法人③	指定法人④	指定法人⑤	指定法人⑥	指定法人⑦	
身体障害者補助犬法施行規則 第2項	第1項（申請書）	施行規則様式第二号による申請書	-	-	-	-	-	-	
	第1号（身体障害者手帳の写し）	当該申請に係る身体障害者に交付された身体障害者手帳の写し	-	-	-	-	-	-	
	第2号（避妊又は去勢の手術を行ったことを証明する書類）	当該申請に係る育成犬について避妊又は去勢の手術を行ったことを証明する書類	介助犬・聴導犬避妊・去勢証明書	補助犬避妊去勢証明書	去勢避妊手術証明書	去勢避妊手術証明書	介助犬/聴導犬避妊去勢証明書	去勢避妊手術証明書	指定法人が指定する様式はなし
	第3号イ（訓練の記録）	基礎訓練・介助動作訓練/聴導動作訓練・合同訓練の記録	介助犬・聴導犬訓練経過報告書 訓練サマリー	指定法人が指定する様式はなし	基礎訓練報告書 介助動作訓練報告書 合同訓練報告書	基礎訓練報告書 介助動作/聴導動作訓練報告書 合同訓練記録	基本動作訓練サマリー 介助/聴導動作訓練サマリー 合同訓練サマリー	基礎訓練報告書 介助動作訓練報告書 合同訓練報告書	訓練経過報告書
	第3号ロ（訓練計画）	介助動作訓練/聴導動作訓練の訓練計画（当該訓練計画を作成した者及び作成に協力した者の署名又は記名押印が必要）	訓練計画書	指定法人が指定する様式はなし	訓練計画書	介助犬/聴導犬訓練計画書	補助犬訓練計画書	訓練計画書	訓練計画書
	第3号ハ・ニ（訓練の総合的な評価）	訓練を行った者及び医師、獣医師、（介助犬の場合は理学療法士・作業療法士・社会福祉士/聴導犬の場合は言語聴覚士）その他の専門的な知識を有する者による訓練の総合的な評価	総合評価・判定書	指定法人が指定する様式はなし	訓練総合評価書	訓練総合評価書	訓練者並びに医師、獣医師、社会福祉士など専門的知識を有する総合評価・判定書	訓練総合評価書	指定法人が指定する様式はなし
第3号ホ（身体障害者の意見）	当該申請に係る育成犬との適合状況についての当該申請に係る身体障害者の意見	使用者による自己評価	介助犬/聴導犬意見書	使用者意見書	使用者意見書	介助犬/聴導犬使用者意見書	契約書	使用者意見書	
認定要領	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、住所、年齢及び性別 身体障害の状況及び身体障害者手帳の写し 必要とする介助犬の介助動作 狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別及び犬種 獣医師による予防接種及び健康診断の記録（避妊・去勢手術証明書を含む） 訓練者名及び当人の訓練経歴 使用者の障害とニーズ評価に基づいて作成された訓練計画 当該犬及び使用者の訓練に関する記録（基礎訓練、介助動作訓練、合同訓練） 訓練者並びに医師、獣医師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士等専門的知識を有する者による総合評価・判定書 当該犬との適合状況についての使用者の意見書 	狂犬病予防法に基づく登録番号の届け 介助犬/聴導犬健康診断書	犬の健康診断（任意） 補助犬の身体検査項目		狂犬病登録番号届出書 訓練犬の健康証明書	狂犬病予防法に基づく登録番号の届出書 介助犬/聴導犬健康診断書 ワクチン接種証明書のコピー	障害の内容や度合い	介助犬/聴導犬使用者評価票の写し 介助犬/聴導犬健康診断書（眼検査、血液検査、尿検査、糞便検査の報告書、レントゲン写真含む） 狂犬病予防法に基づく登録番号の届出書及び注射済票番号の写し	
上記以外			補助犬（介助犬/聴導犬）申請者参考資料 介助犬/聴導犬使用者調査表 緊急時情報記入欄 補助犬の履歴		適性評価 使用者と補助犬との適合評価 フォローアップ記録	誓約書（使用者/訓練事業者）	補助犬を希望する理由 推薦状 収入証明書 住民票	誓約書	

※「上記以外」の書類にも施行規則や認定要領に定める内容を含む場合がある。

② 認定審査の実施マニュアルの作成状況

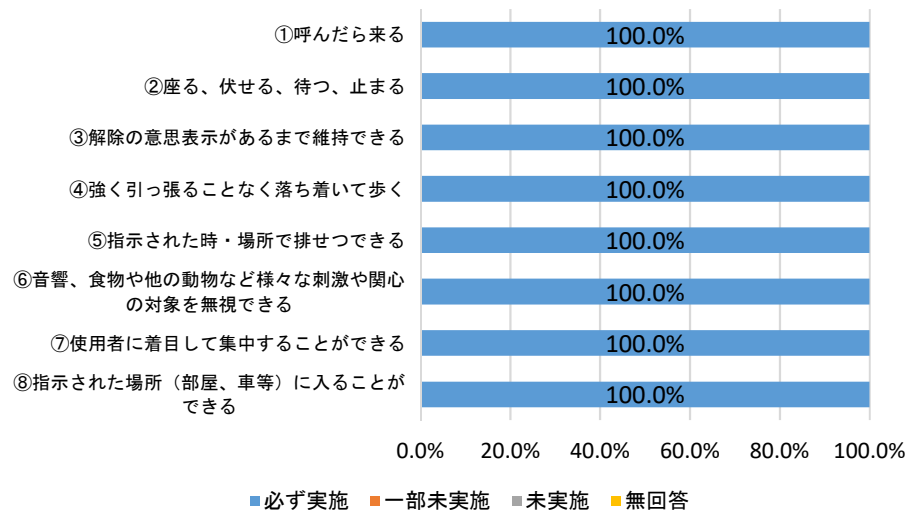


③ 書面審査の審査事項 (複数回答)

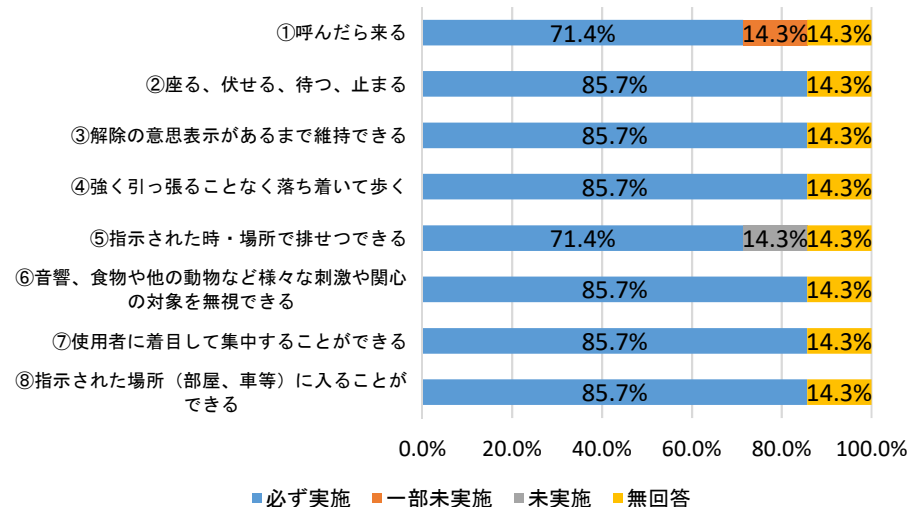


【出典】②: 身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方に関する調査研究(令和3年度障害者総合福祉推進事業: 社会システム株式会社) <速報>
③: 身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究(平成30年度障害者総合福祉推進事業: みずほ情報総研株式会社)

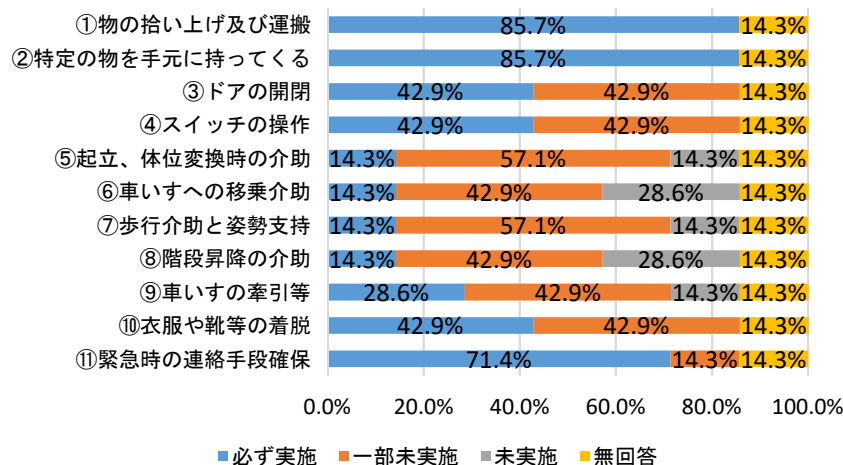
④基礎動作の検証（屋内） (n=7)



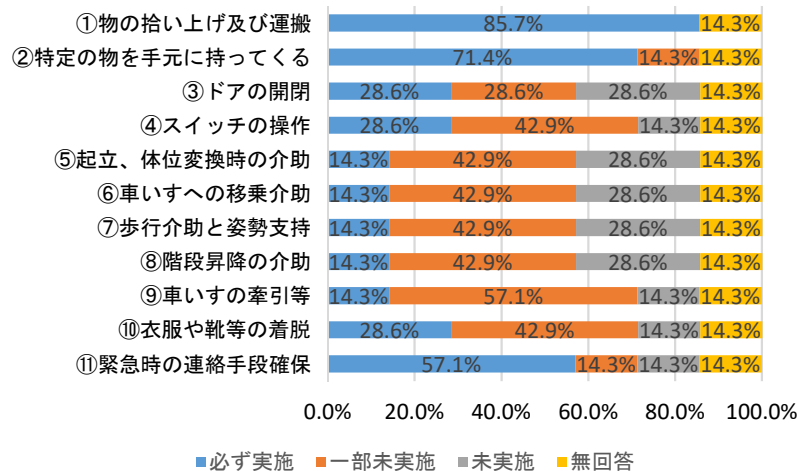
⑤基礎動作の検証（屋外） (n=7)



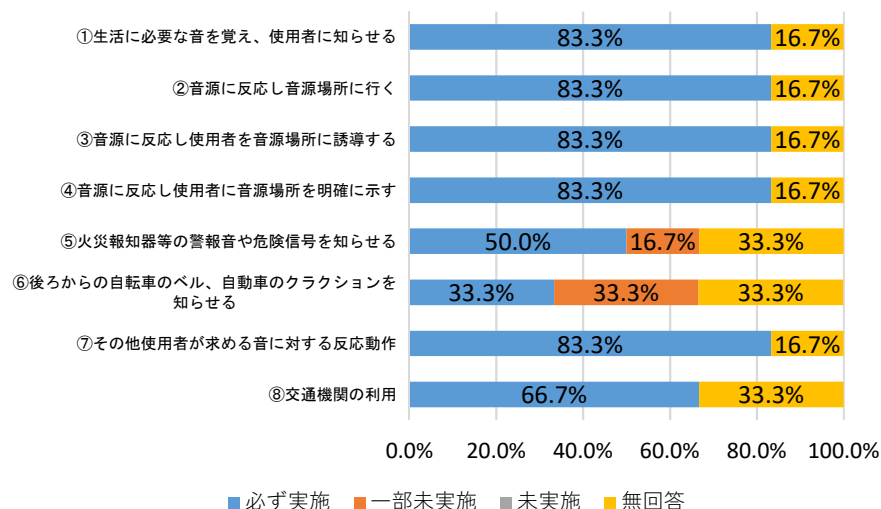
⑥介助動作の検証（屋内） (n=7)



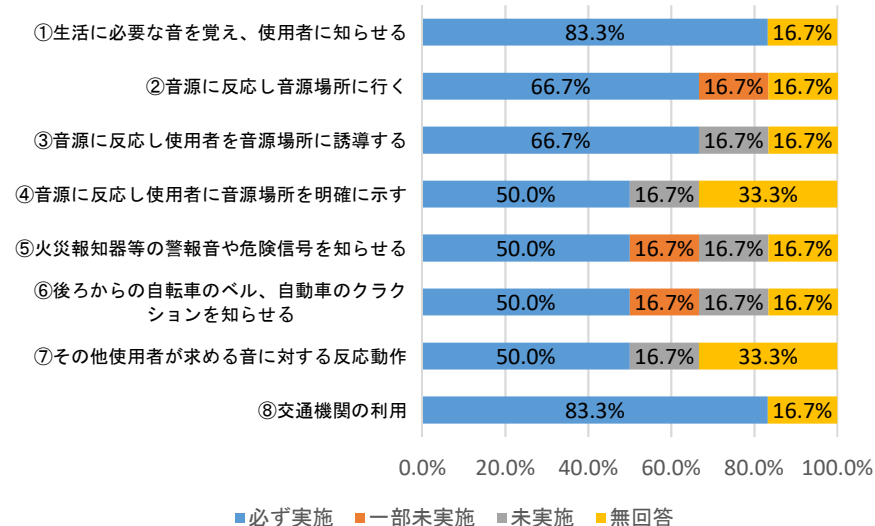
⑦介助動作の検証（屋外） (n=7)



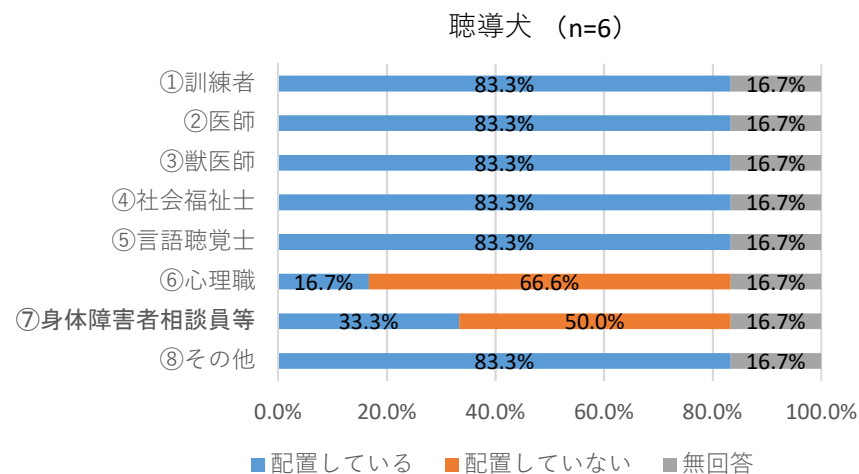
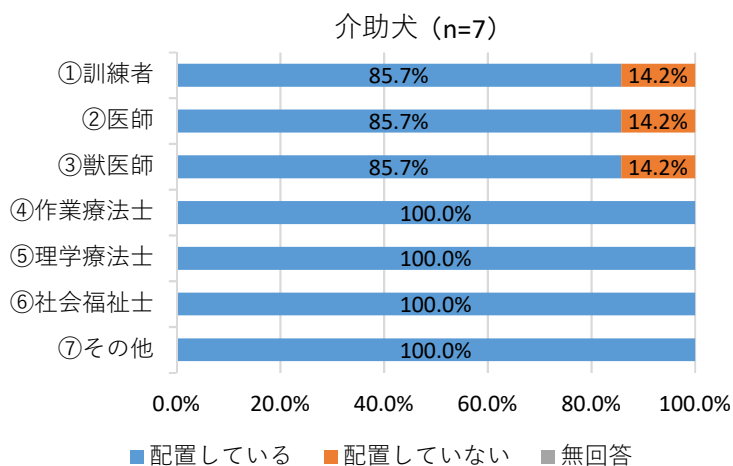
⑧ 聴導動作の検証（屋内） (n=6)



⑨ 聴導動作の検証（屋外） (n=6)



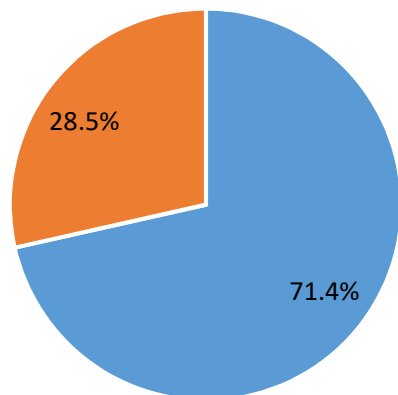
⑩ 審査委員会の構成員



【出典】⑧⑨：身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究（平成30年度障害者総合福祉推進事業：みずほ情報総研株式会社）
⑩：身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方に関する調査研究（令和3年度障害者総合福祉推進事業：社会システム株式会社）＜速報＞

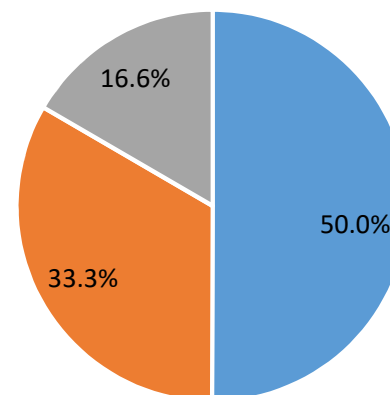
⑪ 認定審査におけるリモートの活用状況

介助犬(n=7)



■ 導入している ■ 導入していない ■ 無回答

聴導犬(n=6)



■ 導入している ■ 導入していない ■ 無回答

※今後導入を予定している場合や録画による場合も「導入している」に含めている。

※介助動作の実施状況について録画を併用しているケース、利用者の体調等を考慮して録画を用いているケース、緊急事態宣言が発令されたためやむを得ず実施したケース等がある。

審査委員会の構成と役割

職種	役割	
	介助犬	聴導犬
訓練者	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者との相性等 ・候補犬の訓練成果および希望者の補助犬管理能力と、補助犬への理解度 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当訓練士の指導力、使用者のハンドリング技量、補助犬法などの理解度を審査 ・主に犬の状況からの使用者とのマッチングの判断
医師	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者の医療面について ・障害の度合いに補助犬は適応しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者の身体的負担、補助犬の効果などを審査 ・使用者の障害状況から適切な使用についての判断
獣医師	<ul style="list-style-type: none"> ・候補犬の健康状態について ・犬の健康および、使用者の健康管理の知識と能力。ケアが適当か 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬の身体的負担、補助犬の効果などを審査 ・犬の特性・健康状態等から補助犬としての使用についての判断
作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者身体面、動作面の確認 ・主に上肢機能や飼育動作 ・その補助犬が使用者の身体能力や障害にふさわしい補助動作を行い、その人の福祉、幸福感、QOLを向上させているか ・主に作業課題や介助犬の管理方法等についての判断 ・リハの観点から評価 	
理学療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者身体面、動作面の確認 ・主に下肢機能や移動動作 ・その補助犬が使用者の身体能力や障害にふさわしい補助動作を行い、その人の福祉、幸福感、QOLを向上させているか ・使用者の基本動作との関連から介助犬使用についての判断 ・リハの観点から評価 	
社会福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者と候補犬の生活環境や社会参加について ・その補助犬が使用者の福祉、幸福感、QOLを向上させているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬使用が、使用者の社会参加や生活の質の向上など与える影響を審査 ・周囲との関係等から使用者と介助犬のマッチングを総合的に判断
言語聴覚士		<ul style="list-style-type: none"> ・主に聴力と社会生活動作 ・補助犬使用が使用者の社会参加や生活の質の向上などを与える影響を審査 ・その補助犬が使用者の福祉、幸福感、QOLを向上させているか ・聴覚障害を補完する手段としての適性及び聴導犬とのコミュニケーション手段について判断
心理職		<ul style="list-style-type: none"> ・使用者の精神状態の安定などについて指導。また、精神疾患などお持ちの場合は、その病気についての注意点を助言
身体障害者相談員等		<ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体の立場として ・使用者の目線で、補助犬使用者としてふさわしいかどうかを審査。また、候補犬の質や訓練成果もチェック
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者と補助犬の総合的な評価 ・介助犬が使用者の役に立っているか、使用者が補助犬法によって与えられる権利を把握し適切に介助犬を使用できるか総合的に審査 ・(審査する)職種を補完する立場から助言をおこなう ・ポジショニング等(介助トレーナー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬が使用者の役に立っているか、使用者が補助犬法によって与えられる権利を把握し適切に補助犬を使用できるか総合的に審査 ・身体に障害もある方も多いため、作業としてその補助犬がふさわしいか、無理がないか。使用者の福祉、幸福感、QOLを向上させているか判断(作業療法士) ・(審査する)職種を補完する立場から助言をおこなう ・主に作業課題や補助犬の管理方法等についての判断(作業療法士) ・使用者の基本動作との関連から補助犬使用についての判断(理学療法士)

【出典】身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方に関する調査研究(令和3年度障害者総合福祉推進事業:社会システム株式会社) <速報>
(指定法人から回答のあった審査員の役割等を取りまとめたもの)